

# 提出内容

受付番号	201501050000323498
提出日時	2015年01月05日18時36分

案件番号	620114024
案件名	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等について
所管府省・部局名等	経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課 再生可能エネルギー推進室
意見・情報受付開始日	2014年12月19日
意見・情報受付締切日	2015年01月09日

郵便番号	142-0062
住所	東京都品川区小山2-17-4
氏名	株式会社エコロジア 林 彰一
連絡先電話番号	--
連絡先メールアドレス	shayashi@ecolosia.jp

提出意見	<p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見[No. 1]</p> <p>・該当箇所 「新たな出力制御システムの下での再生可能エネルギーの最大限導入」全体について</p> <p>・意見内容 まず指摘すべきことは、今般の「新たな出力制御システムの下での再生可能エネルギー導入への移行及び固定価格買取制度の運用見直し」案のベースにある「再生可能エネルギーの接続可能量を拡大するため」という看板に大いなる偽装があることです。 実際には反対に「将来的な原発再稼働の邪魔にならないよう、再生可能エネルギーの接続可能量をできるだけ小さくする」方向に誘導した結果になっているからです。</p> <p>このたびの新エネ小委や系統WGの検討を通じて明らかになったのは、原子力と再生可能エネルギーが供給力を巡って地位争いをする状況であり、電力会社側は最大限の原子力活用を希望しており、それを国はそのまま受容している実態です。</p> <p>「原発依存度を可能な限り低減する」というエネルギー基本計画に書かれた基本方針に立ち戻り、保有原発の全基再稼働や新設原発算入、高すぎる設備利用率による原子力による供給力枠の予約という誤った前提で算出された「接続可能量」というコンセプトを排除して、当面は年度毎に現実に即した需給見通しを更新しながら、再生可能エネルギーの最大限導入を目指すべきです。</p> <p>・理由 新エネルギー小委員会 系統WGでは、計3回あった会合の最終回で初めて各電力会社より各社の設備状況や運用の考え方に応じた具体的な数値が示され、不十分な検証・審議でこれを採用しました。 不十分というのは、本年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「原発依存度を可能な限り低減する<sup>(p4)</sup>」という基本方針が定められていること、また、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくことは政府の重要ミッションであり、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(注:電源構成比の21%)を更に上回る水準の再生可能エネルギーの導入を目指す」<sup>(p37)</sup>ことが明記されていることが全く踏まえられていない大きな問題点を見逃しているからです。</p> <p>福島第一原発事故の影響により、現時点で全基停止している原子力発電の現状を顧みることなく、社によっては最低需要期において6割をも超える供給規模に設定するなど、各社が原子力供給量の恣意的計上を行っています。</p> <p>運転期間が40年を経過したものや数年のうちに40年を超過するもの、そのうちには最近になって電力会社が廃炉を決定したものを含み、さらには建設中で運転開始が遅い将来のものを含めていること、老朽原発が数多くあるにも関わらず、過去30年間平均という大変高い設備利用率を採用して供給力算定をしています。</p> <p>国民の反対が根強く、原子力規制委員会の審査も不確定であり、関係自治体合意も取れていない数多くの不確定性の高い原子力について、将来の再稼働または新設で見込む供給力を予約する意図をもったもので、現在の供給可能量ではありません。</p> <p>他方、原子力の供給見通しと同様に、再生可能エネルギーも太陽光発電の設備認定量が急増したからといって、すぐに全量が運転開始に至り供給されるわけではないことは明らかです。</p> <p>このように現実には原子力も再生可能エネルギーも供給力の見通しは刻々と変化し不透明な面があることから、誤った前提で算出された「接続可能量」という概念を排除して、当面は年度毎に現実に即した需給見通しを更新しながら、再生可能エネルギーの最大限導入を目指すべきです。</p>
------	--